

令和6年度 呉市地域防災計画の修正

(共通編・風水害編・震災編)

【新旧対照表】

呉市各対策部の意見等に伴う修正

凡 例

● **××編 【●-●-●】** : 該当する編, ページ

● _____, **□** : 修正箇所

呉市地域防災計画																																																																						
修正前	修正後	修正理由等																																																																				
共通編 総則 【総－３－５】 第３節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱 1～５ （略） 6 指定公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>独立行政法人国立病院機構__呉医療センター__（以下「呉医療センター」という。）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>日本郵便株式会社__中国支社（広島支店）__</td><td>（略）</td></tr><tr><td>日本郵便株式会社__呉郵便局__</td><td>（略）</td></tr><tr><td>日本銀行__広島支店__</td><td>（略）</td></tr><tr><td>日本赤十字社__広島県支部__</td><td>（略）</td></tr><tr><td>日本放送協会__広島放送局__</td><td>（略）</td></tr><tr><td>西日本高速道路株式会社__中国支社__</td><td>（略）</td></tr><tr><td>本州四国連絡高速道路株式会社__中国支社__</td><td>（略）</td></tr><tr><td>西日本旅客鉄道株式会社__広島支社__（呉管理駅）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>日本貨物鉄道株式会社</td><td>（略）</td></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社中国支店（以下「NTT西日本」という。）エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という。）株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社（以下「NTTドコモ中国支社」という。）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>日本通運株式会社（呉支店）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>中国電力ネットワーク株式会社（呉ネットワークセンター）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>KDDI株式会社</td><td>（略）</td></tr><tr><td>ソフトバンク株式会社</td><td>（略）</td></tr><tr><td>楽天モバイル株式会社</td><td>（略）</td></tr></table>	機関名	事務又は業務の大綱	独立行政法人国立病院機構__呉医療センター__（以下「呉医療センター」という。）	（略）	日本郵便株式会社__中国支社（広島支店）__	（略）	日本郵便株式会社__呉郵便局__	（略）	日本銀行__広島支店__	（略）	日本赤十字社__広島県支部__	（略）	日本放送協会__広島放送局__	（略）	西日本高速道路株式会社__中国支社__	（略）	本州四国連絡高速道路株式会社__中国支社__	（略）	西日本旅客鉄道株式会社__広島支社__（呉管理駅）	（略）	日本貨物鉄道株式会社	（略）	西日本電信電話株式会社中国支店（以下「NTT西日本」という。）エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という。）株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社（以下「NTTドコモ中国支社」という。）	（略）	日本通運株式会社（呉支店）	（略）	中国電力ネットワーク株式会社（呉ネットワークセンター）	（略）	KDDI株式会社	（略）	ソフトバンク株式会社	（略）	楽天モバイル株式会社	（略）	共通編 総則 【総－３－５】 第３節 防災関係機関の防災上の事務又は業務の大綱 1～５ （略） 6 指定公共機関 <table><tr><th>機関名</th><th>事務又は業務の大綱</th></tr><tr><td>独立行政法人国立病院機構__（呉医療センター）__（以下「呉医療センター」という。）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>日本郵便株式会社__（中国支社（広島支店））__</td><td>（略）</td></tr><tr><td>日本郵便株式会社__（呉郵便局）__</td><td>（略）</td></tr><tr><td>日本銀行__（広島支店）__</td><td>（略）</td></tr><tr><td>日本赤十字社__（広島県支部）__</td><td>（略）</td></tr><tr><td>日本放送協会__（広島放送局）__</td><td>（略）</td></tr><tr><td>西日本高速道路株式会社__（中国支社）__</td><td>（略）</td></tr><tr><td>本州四国連絡高速道路株式会社__（中国支社）__</td><td>（略）</td></tr><tr><td>西日本旅客鉄道株式会社__（広島支社）__</td><td>（略）</td></tr><tr><td>日本貨物鉄道株式会社</td><td>（略）</td></tr><tr><td>西日本電信電話株式会社中国支店（以下「NTT西日本」という。）エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という。）株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社（以下「NTTドコモ中国支社」という。）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>日本通運株式会社（呉支店）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>中国電力株式会社・中国電力ネットワーク株式会社（呉ネットワークセンター）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>KDDI株式会社</td><td>（略）</td></tr><tr><td>ソフトバンク株式会社</td><td>（略）</td></tr><tr><td>楽天モバイル株式会社</td><td>（略）</td></tr></table>	機関名	事務又は業務の大綱	独立行政法人国立病院機構__（呉医療センター）__（以下「呉医療センター」という。）	（略）	日本郵便株式会社__（中国支社（広島支店））__	（略）	日本郵便株式会社__（呉郵便局）__	（略）	日本銀行__（広島支店）__	（略）	日本赤十字社__（広島県支部）__	（略）	日本放送協会__（広島放送局）__	（略）	西日本高速道路株式会社__（中国支社）__	（略）	本州四国連絡高速道路株式会社__（中国支社）__	（略）	西日本旅客鉄道株式会社__（広島支社）__	（略）	日本貨物鉄道株式会社	（略）	西日本電信電話株式会社中国支店（以下「NTT西日本」という。）エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という。）株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社（以下「NTTドコモ中国支社」という。）	（略）	日本通運株式会社（呉支店）	（略）	中国電力株式会社・中国電力ネットワーク株式会社（呉ネットワークセンター）	（略）	KDDI株式会社	（略）	ソフトバンク株式会社	（略）	楽天モバイル株式会社	（略）	【理由等】 呉市の調整窓口となる支社・支店等を（ ）で補記（危機管理課） 西日本旅客鉄道株式会社広島支社の組織改編に伴う修正（交通政策課） 中国電力株式会社の分社化に伴う追記（危機管理課）
機関名	事務又は業務の大綱																																																																					
独立行政法人国立病院機構__呉医療センター__（以下「呉医療センター」という。）	（略）																																																																					
日本郵便株式会社__中国支社（広島支店）__	（略）																																																																					
日本郵便株式会社__呉郵便局__	（略）																																																																					
日本銀行__広島支店__	（略）																																																																					
日本赤十字社__広島県支部__	（略）																																																																					
日本放送協会__広島放送局__	（略）																																																																					
西日本高速道路株式会社__中国支社__	（略）																																																																					
本州四国連絡高速道路株式会社__中国支社__	（略）																																																																					
西日本旅客鉄道株式会社__広島支社__（呉管理駅）	（略）																																																																					
日本貨物鉄道株式会社	（略）																																																																					
西日本電信電話株式会社中国支店（以下「NTT西日本」という。）エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という。）株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社（以下「NTTドコモ中国支社」という。）	（略）																																																																					
日本通運株式会社（呉支店）	（略）																																																																					
中国電力ネットワーク株式会社（呉ネットワークセンター）	（略）																																																																					
KDDI株式会社	（略）																																																																					
ソフトバンク株式会社	（略）																																																																					
楽天モバイル株式会社	（略）																																																																					
機関名	事務又は業務の大綱																																																																					
独立行政法人国立病院機構__（呉医療センター）__（以下「呉医療センター」という。）	（略）																																																																					
日本郵便株式会社__（中国支社（広島支店））__	（略）																																																																					
日本郵便株式会社__（呉郵便局）__	（略）																																																																					
日本銀行__（広島支店）__	（略）																																																																					
日本赤十字社__（広島県支部）__	（略）																																																																					
日本放送協会__（広島放送局）__	（略）																																																																					
西日本高速道路株式会社__（中国支社）__	（略）																																																																					
本州四国連絡高速道路株式会社__（中国支社）__	（略）																																																																					
西日本旅客鉄道株式会社__（広島支社）__	（略）																																																																					
日本貨物鉄道株式会社	（略）																																																																					
西日本電信電話株式会社中国支店（以下「NTT西日本」という。）エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（以下「NTTコム」という。）株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ中国支社（以下「NTTドコモ中国支社」という。）	（略）																																																																					
日本通運株式会社（呉支店）	（略）																																																																					
中国電力株式会社・中国電力ネットワーク株式会社（呉ネットワークセンター）	（略）																																																																					
KDDI株式会社	（略）																																																																					
ソフトバンク株式会社	（略）																																																																					
楽天モバイル株式会社	（略）																																																																					
共通編 災害予防編 【予－３－３】 第３節 火災予防計画 1～８ （略） 9 消防力の充実 (1)～(4) （略）	共通編 災害予防編 【予－３－３】 第３節 火災予防計画 1～８ （略） 9 消防力の充実 (1)～(4) （略）	【理由等】 呉市消防団施設整備方針において今後、器具庫は新たに設置、更新を行わないこととしているために文言を削除（消防総務課）																																																																				

呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正理由等
(5) 消防団の活性化 ア (略) イ 消防施設, 装備の強化 消防団詰所や消防車庫, <u>器具庫</u> の整備, 消防団車両・小型動力ポンプ・無線機などの防災資機材の充実強化を図る。 ウ (略)	(5) 消防団の活性化 ア (略) イ 消防施設, 装備の強化 消防団詰所や消防車庫_____の整備, 消防団車両・小型動力ポンプ・無線機などの防災資機材の充実強化を図る。 ウ (略)	
共通編 災害予防編 【予－４－１】 第４節 都市構造の防災化 地域の特性に配慮しつつ, 災害に強いまちづくりを<u>推進</u>するため, 防災的な土地利用<u>の推進</u>, 都市の不燃化<u>の推進</u>, 防災空間の確保などの整備事業や建築物・公共土木施設, 危険物施設, 農業漁業施設等の災害予防対策を推進する。 ~~~~~ ~~~~~ 市では, 各種法令・諸制度に基づく市街地再整備事業等の実施による適正な土地利用を進め, 災害等に備えた安全な都市環境づくりを推進する。 第１ 防災的な土地利用の推進 １ (略) ２ 開発等に伴う指導・誘導 (1) 都市計画課法, <u>宅地造成等規制法</u> _____並びに建築基準法において, それぞれ規定されている開発許可審査<u>宅地造成</u>の許可審査, 建築確認等の審査並びに当該工事の施工に関し, 災害の防止についての的確な指導監督を行う。 (2) (略)	共通編 災害予防編 【予－４－１】 第４節 都市構造の防災化 地域の特性に配慮しつつ, 災害に強いまちづくりの_____ため, 防災的な土地利用_____, 都市の不燃化_____, 防災空間の確保などの整備事業や建築物・公共土木施設, 危険物施設, 農業漁業施設等の災害予防対策を推進する。 <u>また, 所有者不明土地を活用した防災空地, 備蓄倉庫等の整備, 災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等, 「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」に基づく防災対策を推進するものとする。</u> 市では, 各種法令・諸制度に基づく市街地再整備事業等の実施による適正な土地利用を進め, 災害等に備えた安全な都市環境づくりを推進する。 第１ 防災的な土地利用の推進 １ (略) ２ 開発等に伴う指導・誘導 (1) 都市計画課法, <u>宅地造成及び特定盛土等規制法</u>並びに建築基準法において, それぞれ規定されている開発許可審査, <u>宅地造成等</u>の許可審査, 建築確認等の審査並びに当該工事の施工に関し, 災害の防止についての的確な指導監督を行う。 (2) (略)	※_____部分は広島県地域防災計画による修正部分 【理由等】 不要な語句の重複を整理 (危機管理課) 【理由等】 令和６年４月１日から宅地造成及び特定盛土等規制法での運用を開始し, 土地の用途にかかわらず, 危険な盛土等を包括的に規制することになったため修正 (都市計画課)
共通編 災害予防編 【予－６－１・２】 第６節 情報管理・広報体制の整備 第１ 情報収集・連絡体制の整備 (略) (1)～(7) (略) (8) 災害時に有効な携帯電話（登録制メール, 緊急速報メールを含む。）や防災行政無線の整備, テレビ, ラジオ, <u>CATV</u>, インターネット, アマチュア無線等の活用体制の整備 (9)～(15) (略)	共通編 災害予防編 【予－６－１・２】 第６節 情報管理・広報体制の整備 第１ 情報収集・連絡体制の整備 (略) (1)～(7) (略) (8) 災害時に有効な携帯電話（登録制メール, 緊急速報メールを含む。）や防災行政無線の整備, テレビ, ラジオ, _____インターネット, アマチュア無線等の活用体制の整備 (9)～(15) (略)	【理由等】 令和４年度末で呉市有線放送事業を廃止したため削除 (行政デジタル推進第１課)

呉市地域防災計画																																				
修正前		修正後	修正理由等																																	
第２ 情報通信設備の整備 1～5 （略） 6 <u>ケーブルテレビの活用</u> <u>豊浜町・豊町におけるケーブルテレビ網を活用し、情報伝達等に努める。</u> 7 その他の通信設備の整備 (1)・(2) （略）		第２ 情報通信設備の整備 1～5 （略） 6 <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> 7 その他の通信設備の整備 (1)・(2) （略）																																		
共通編 災害予防編 【予－７－１０】 第７節 避難体制の整備 第１ （略） 第２ 避難体制の整備 1～3 （略） 4 指定避難所，指定緊急避難場所の指定及び周知 (1) 指定避難所 ア （略） 【避難所の区分】 <table><tr><th>区分</th><th>用途</th><th>主な指定場所等</th></tr><tr><td>第１開設避難所 (拠点避難所) (※１)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第２開設避難所 (準拠点避難所) (※１)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>地域開設避難所 (※２)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>福祉避難所 (※３)</td><td>要配慮者のうち特別な配慮を要する者が一時的に滞在する建物</td><td>老人福祉施設，障害者支援施設など</td></tr></table>		区分	用途	主な指定場所等	第１開設避難所 (拠点避難所) (※１)	(略)	(略)	第２開設避難所 (準拠点避難所) (※１)	(略)	(略)	地域開設避難所 (※２)	(略)	(略)	福祉避難所 (※３)	要配慮者のうち特別な配慮を要する者が一時的に滞在する建物	老人福祉施設，障害者支援施設など	共通編 災害予防編 【予－７－１０】 第７節 避難体制の整備 第１ （略） 第２ 避難体制の整備 1～3 （略） 4 指定避難所，指定緊急避難場所の指定及び周知 (1) 指定避難所 ア （略） 【避難所の区分】 <table><tr><th>区分</th><th>用途</th><th>主な指定場所等</th></tr><tr><td>第１開設避難所 (拠点避難所) (※１)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第２開設避難所 (準拠点避難所) (※１)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>地域開設避難所 (※２)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第１次福祉避難所</td><td>地震や風水害などの災害によって被災し，又は被災する恐れがあるときに，要配慮者のうち特別な配慮を要する者が直接避難し，一時的に滞在する建物</td><td>まちづくりセンターなど</td></tr><tr><td>第２次福祉避難所 (※３)</td><td>地震や風水害などの災害によって被災し，又は被災する恐れがあるときに，一般の避難所に避難した要配慮者のうち特別な配慮を要する者の避</td><td>老人福祉施設，障害者支援施設など</td></tr></table>	区分	用途	主な指定場所等	第１開設避難所 (拠点避難所) (※１)	(略)	(略)	第２開設避難所 (準拠点避難所) (※１)	(略)	(略)	地域開設避難所 (※２)	(略)	(略)	第１次福祉避難所	地震や風水害などの災害によって被災し，又は被災する恐れがあるときに，要配慮者のうち特別な配慮を要する者が直接避難し，一時的に滞在する建物	まちづくりセンターなど	第２次福祉避難所 (※３)	地震や風水害などの災害によって被災し，又は被災する恐れがあるときに，一般の避難所に避難した要配慮者のうち特別な配慮を要する者の避	老人福祉施設，障害者支援施設など	【理由等】 令和６年４月に第１次福祉避難所を指定し，同指定により従来の福祉避難所を第２次福祉避難所と整理したことに伴う修正 (福祉保健課)
区分	用途	主な指定場所等																																		
第１開設避難所 (拠点避難所) (※１)	(略)	(略)																																		
第２開設避難所 (準拠点避難所) (※１)	(略)	(略)																																		
地域開設避難所 (※２)	(略)	(略)																																		
福祉避難所 (※３)	要配慮者のうち特別な配慮を要する者が一時的に滞在する建物	老人福祉施設，障害者支援施設など																																		
区分	用途	主な指定場所等																																		
第１開設避難所 (拠点避難所) (※１)	(略)	(略)																																		
第２開設避難所 (準拠点避難所) (※１)	(略)	(略)																																		
地域開設避難所 (※２)	(略)	(略)																																		
第１次福祉避難所	地震や風水害などの災害によって被災し，又は被災する恐れがあるときに，要配慮者のうち特別な配慮を要する者が直接避難し，一時的に滞在する建物	まちづくりセンターなど																																		
第２次福祉避難所 (※３)	地震や風水害などの災害によって被災し，又は被災する恐れがあるときに，一般の避難所に避難した要配慮者のうち特別な配慮を要する者の避	老人福祉施設，障害者支援施設など																																		

呉市地域防災計画							
修正前		修正後		修正理由等			
※1 （略） ※2 （略） ※3 _____福祉避難所は，社会福祉施設等の施設，設備，体制を確認した後に，受入れの可否を判断したうえで開設する。		<table border="1"><tr><td></td><td>難生活が困難になった場合， 二次的に避難するための建物</td><td></td></tr></table> ※1 （略） ※2 （略） ※3 <u>第2次</u>福祉避難所は，社会福祉施設等の施設，設備，体制を確認した後に，受入れの可否を判断したうえで開設する。			難生活が困難になった場合， 二次的に避難するための建物		
	難生活が困難になった場合， 二次的に避難するための建物						
共通編 災害予防編 【予－19－5】 第19節 要配慮者の安全確保体制の整備 1・2 （略） 3 地域における対策 (1) 避難行動要支援者の支援体制の整備 ア～エ （略） オ 個別避難計画の作成 (ア)～(オ) （略） (カ) 市は，福祉避難所の公示を活用しつつ，福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上，個別避難計画等を作成し，要配慮者が，避難が必要となった際に_____福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。		共通編 災害予防編 【予－19－5】 第19節 要配慮者の安全確保体制の整備 1・2 （略） 3 地域における対策 (1) 避難行動要支援者の支援体制の整備 ア～エ （略） オ 個別避難計画の作成 (ア)～(オ) （略） (カ) 市は，福祉避難所の公示を活用しつつ，福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上，個別避難計画等を作成し，要配慮者が，避難が必要となった際に<u>第1次</u>福祉避難所へ直接避難することができるよう努めるものとする。					
風水害応急対策編 【風－2－28】 第2節 災害発生直前と発生後の応急対策 第1・第2 （略） 第3 住民等の避難誘導に関する計画 1 （略） 2 避難指示等の実施 (1)～(7) （略） 【避難の流れイメージ図】 （震災を含む）		風水害応急対策編 【風－2－28】 第2節 災害発生直前と発生後の応急対策 第1・第2 （略） 第3 住民等の避難誘導に関する計画 1 （略） 2 避難指示等の実施 (1)～(7) （略） 【避難の流れイメージ図】 （震災を含む）					

呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正理由等
風水害応急対策編 【風－6－1～3】	風水害応急対策編 【風－6－1～3】	
震災応急対策編 【震－6－1～3】	震災応急対策編 【震－6－1～3】	
第6節 避難生活, 情報提供, 要配慮者対策に関する活動 第1 避難計画 1 避難所等の開設等 (1) (略) (2) 避難所の開設等 ア 開設の方法 (ア) (略) (イ) 避難所の開設は, 次のとおりとする。	第6節 避難生活, 情報提供, 要配慮者対策に関する活動 第1 避難計画 1 避難所等の開設等 (1) (略) (2) 避難所の開設等 ア 開設の方法 (ア) (略) (イ) 避難所の開設は, 次のとおりとする。	

修正前		修正後		修正理由等
第 1 開設避難所	(略)	第 1 開設避難所	(略)	※_____部分は広島県地域 防災計画による修正部分 【理由等】 不要な語句の重複を整理 (危機管理課)
第 2 開設避難所		第 2 開設避難所		
(新設)	(新設)			
_____福祉避難所	二次的避難所として、市の要請を受けた施設管理者が開設			
地域開設避難所	(略)			
※ (略)				
※ (略)				
(ウ)・(エ) (略)				
イ (略)				
(3) 避難行動要支援者の避難等				
市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。また、情報伝達体制の整備、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図るものとする。				

(新設)				
更に、指定避難所では生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者が指定避難所で生活するために必要な設備や_____スペースを確保するとともに、福祉避難所の設置や、 <u>避難場所として宿泊施設を借上げる等、_____多様な指定避難所の確保に努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源やケアを行う際の照明の確保のほか、家族が共に過ごせるスペースや衛生面の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u>				

<u>避難行動要支援者の避難等の措置について、市のみで対応できない場合は、他の市町や関係機関等の協力を求めて、市外の社会福祉施設等へ避難させる。</u>				
(4) 指定避難所の管理運営				
指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、_____ボランティア団体_____その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。				
特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、自治会や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するとともに、 <u>避難所運営について専門性を有したNPO・ボランティア等の外部支援者等の協力が得られるよう努めるものとする。</u>				

(5) 指定避難所の管理運営				
指定避難所の運営に当たっては、市、自主防災組織、 <u>NPO</u> 、_____ボランティア団体_____その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし、相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。				
特に、市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど、発災後の迅速な指定避難所開設や人員配置に努める。また、自治会や自主防災組織等と協力し、施設の速やかな開錠体制の構築及び円滑な指定避難所の運営に努め、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。 <u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材(防災リーダー等)に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u>				

呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正理由等
ア～エ （略） オ 要配慮者用の窓口を設置し，ニーズを把握し支援を行う。 また，心身双方の健康状態には特段の配慮を行い，_____福祉避難所への避難や必要に応じ福祉施設等への入所，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。 カ～サ （略）	ア～エ （略） オ 要配慮者用の窓口を設置し，ニーズを把握し支援を行う。 また，心身双方の健康状態には特段の配慮を行い， <u>第2次</u> 福祉避難所への避難や必要に応じ，福祉施設等への入所，介護職員等の派遣，車椅子等の手配等を福祉事業者，ボランティア団体等の協力を得つつ，計画的に実施するものとする。 カ～サ （略）	
震災応急対策編 【震－2－27】 第2節 地震発生前後と津波到達前の応急対策 第1・第2 （略） 第3 住民等の避難誘導に関する対策 1 （略） 2 避難指示等の実施 (1)～(7) （略） 【避難の流れイメージ図】 （風水害を含む）	震災応急対策編 【震－2－27】 第2節 地震発生前後と津波到達前の応急対策 第1・第2 （略） 第3 住民等の避難誘導に関する対策 1 （略） 2 避難指示等の実施 (1)～(7) （略） 【避難の流れイメージ図】 （風水害を含む）	

呉市地域防災計画		
修正前	修正後	修正理由等
災害発生 自宅及び周辺地域が危険(浸水, 土砂災害の前兆や建物倒壊の恐れ) 「自主避難」・「高齢者等避難」・「避難指示」・「緊急安全確保」 避難先(被害発生のおそれ又は発生直後) 取り急ぎの一時的な避難(身の安全確保が目的) 大規模災害(地震・大火災の場合) 避難場所 - 一時避難場所(校庭, 公園など) - 広域避難場所(公園など) 小・中規模災害(風水害等の場合) 避難所 - 地域開設避難所など(自治会館, 集会所, 知人宅, 親戚宅など) - 第1開設避難所・第2開設避難所・福祉避難所など(小・中学校, まちづくりセンター, 体育館など) 大規模災害(津波・洪水の場合) 避難施設等 【津波】山・高台など(津波の高さの3倍以上の標高まで) - 一時避難施設(3階建て以上の校舎, 立体駐車場, マンション等の安全な建物) 【洪水】自宅の2階以上(1階軒下までの浸水で建物が安全な場合) - 上記一時避難施設 家屋及び周辺地域の安全性確認 自宅 家屋及び周辺地域に危険性あり(中長期) 第1開設避難所・第2開設避難所・福祉避難所・地域開設避難所	災害発生 自宅及び周辺地域が危険(浸水, 土砂災害の前兆や建物倒壊の恐れ) 「自主避難」・「高齢者等避難」・「避難指示」・「緊急安全確保」 避難先(被害発生のおそれ又は発生直後) 取り急ぎの一時的な避難(身の安全確保が目的) 大規模災害(地震・大火災の場合) 避難場所 - 一時避難場所(校庭, 公園など) - 広域避難場所(公園など) 小・中規模災害(風水害等の場合) 避難所 - 地域開設避難所など(自治会館, 集会所, 知人宅, 親戚宅など) - 第1開設避難所・第2開設避難所・第1次福祉避難所・第2次福祉避難所など(小・中学校, まちづくりセンター, 体育館など) 大規模災害(津波・洪水の場合) 避難施設等 【津波】山・高台など(津波の高さの3倍以上の標高まで) - 一時避難施設(3階建て以上の校舎, 立体駐車場, マンション等の安全な建物) 【洪水】自宅の2階以上(1階軒下までの浸水で建物が安全な場合) - 上記一時避難施設 家屋及び周辺地域の安全性確認 自宅 家屋及び周辺地域に危険性あり(中長期) 第1開設避難所・第2開設避難所・第1次福祉避難所・第2次福祉避難所・地域開設避難所	
南海トラフ地震防災対策推進計画【南－6－6, 7】 第6節 津波からの防護, 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画 1～4 (略) 5 津波避難対策 (1)～(7) (略) (8) 指定避難所の開設 ア 指定避難所の管理運営 指定避難所の運営に当たっては, 市, 自主防災組織, _____ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし, 相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。 特に, 市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど, 発災	南海トラフ地震防災対策推進計画【南－6－6, 7】 第6節 津波からの防護, 円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する計画 1～4 (略) 5 津波避難対策 (1)～(7) (略) (8) 指定避難所の開設 ア 指定避難所の管理運営 指定避難所の運営に当たっては, 市, 自主防災組織, <u>NPO</u>, ボランティア団体その他防災関係機関職員のそれぞれの役割分担を明確にし, 相互に協力して指定避難所での安全の確保と秩序の維持に努める。 特に, 市はあらかじめ施設管理者との調整や指定避難所毎の担当職員を定めるなど, 発災	※ _____部分は広島県地域防災計画による修正部分

呉市地域防災計画																																										
修正前	修正後	修正理由等																																								
ア～コ （略） <u>（新設）</u>	ア～コ （略） <u>サ 市は、在宅避難者等の支援拠点を設置した場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を支援拠点の利用者に対しても提供するよう努めるものとする。</u> <u>シ 市は、車中泊避難を行うためのスペースを設置した場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとする。また、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。</u>																																									
サ （略）	ス （略）																																									
共通編 災害予防編 【予－１１－１～３】 第 11 節 防災拠点の整備 （略） (1)～(6) （略） <u>（新設）</u> 【防災拠点の構成】 （略）<table><tr><th colspan="2">中枢拠点</th></tr><tr><td colspan="2">防災中枢拠点：市役所を中心として市の中核的な防災活動を担う拠点</td></tr><tr><td>・市役所 ・中央公園 ・呉市体育館</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">バックアップ拠点：防災中枢機能のバックアップ機能を担う拠点</td></tr><tr><td>・消防局・西消防署 ・<u>市民広場</u> 周辺</td><td>（略）</td></tr><tr><th colspan="2">広域防災拠点</th></tr><tr><td colspan="2">海の防災拠点：海上アクセスを活用して広域に災害活動を展開する拠点</td></tr><tr><td>・光町埠頭，築地町埠頭，宝町埠頭 ・阿賀マリノポリス地区</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">空の防災拠点：航空アクセスを活用して広域に災害活動を展開する拠点</td></tr><tr><td>【ヘリコプター緊急離着陸場等】 ・<u>市民広場</u> ・海上自衛隊呉教育隊</td><td>（略）</td></tr></table>	中枢拠点		防災中枢拠点：市役所を中心として市の中核的な防災活動を担う拠点		・市役所 ・中央公園 ・呉市体育館	（略）	バックアップ拠点：防災中枢機能のバックアップ機能を担う拠点		・消防局・西消防署 ・ <u>市民広場</u> 周辺	（略）	広域防災拠点		海の防災拠点：海上アクセスを活用して広域に災害活動を展開する拠点		・光町埠頭，築地町埠頭，宝町埠頭 ・阿賀マリノポリス地区	（略）	空の防災拠点：航空アクセスを活用して広域に災害活動を展開する拠点		【ヘリコプター緊急離着陸場等】 ・ <u>市民広場</u> ・海上自衛隊呉教育隊	（略）	共通編 災害予防編 【予－１１－１～３】 第 11 節 防災拠点の整備 （略） (1)～(6) （略） <u>(7) 広域避難場所に指定されている入船山公園多目的広場において、観覧スタンドを備えた陸上競技場を新たに建設し、防災中枢機能のバックアップ機能を担う拠点化を図るとともに、帰宅困難者等の受け入れや備蓄機能を強化するなど、災害時にも対応できる防災機能の整備を推進する。</u> 【防災拠点の構成】 （略）<table><tr><th colspan="2">中枢拠点</th></tr><tr><td colspan="2">防災中枢拠点：市役所を中心として市の中核的な防災活動を担う拠点</td></tr><tr><td>・市役所 ・中央公園 ・呉市体育館</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">バックアップ拠点：防災中枢機能のバックアップ機能を担う拠点</td></tr><tr><td>・消防局・西消防署 ・<u>入船山公園多目的広場</u> 周辺</td><td>（略）</td></tr><tr><th colspan="2">広域防災拠点</th></tr><tr><td colspan="2">海の防災拠点：海上アクセスを活用して広域に災害活動を展開する拠点</td></tr><tr><td>・光町埠頭，築地町埠頭，宝町埠頭 ・阿賀マリノポリス地区</td><td>（略）</td></tr><tr><td colspan="2">空の防災拠点：航空アクセスを活用して広域に災害活動を展開する拠点</td></tr><tr><td>【ヘリコプター緊急離着陸場等】 ・<u>入船山公園多目的広場</u> ・海上自衛隊呉教育隊</td><td>（略）</td></tr></table>	中枢拠点		防災中枢拠点：市役所を中心として市の中核的な防災活動を担う拠点		・市役所 ・中央公園 ・呉市体育館	（略）	バックアップ拠点：防災中枢機能のバックアップ機能を担う拠点		・消防局・西消防署 ・ <u>入船山公園多目的広場</u> 周辺	（略）	広域防災拠点		海の防災拠点：海上アクセスを活用して広域に災害活動を展開する拠点		・光町埠頭，築地町埠頭，宝町埠頭 ・阿賀マリノポリス地区	（略）	空の防災拠点：航空アクセスを活用して広域に災害活動を展開する拠点		【ヘリコプター緊急離着陸場等】 ・ <u>入船山公園多目的広場</u> ・海上自衛隊呉教育隊	（略）	【理由等】 総合スポーツセンターの移転・再配置に伴い、入船山公園多目的広場に陸上競技場を建設し、災害時の防災機能の強化を図るため追加 （スポーツ振興課） 【理由等】 名称の修正（市民広場→入船山公園多目的広場） 施設売却（令和 7 年 4 月 1 日）による削除 （スポーツ振興課）
中枢拠点																																										
防災中枢拠点：市役所を中心として市の中核的な防災活動を担う拠点																																										
・市役所 ・中央公園 ・呉市体育館	（略）																																									
バックアップ拠点：防災中枢機能のバックアップ機能を担う拠点																																										
・消防局・西消防署 ・ <u>市民広場</u> 周辺	（略）																																									
広域防災拠点																																										
海の防災拠点：海上アクセスを活用して広域に災害活動を展開する拠点																																										
・光町埠頭，築地町埠頭，宝町埠頭 ・阿賀マリノポリス地区	（略）																																									
空の防災拠点：航空アクセスを活用して広域に災害活動を展開する拠点																																										
【ヘリコプター緊急離着陸場等】 ・ <u>市民広場</u> ・海上自衛隊呉教育隊	（略）																																									
中枢拠点																																										
防災中枢拠点：市役所を中心として市の中核的な防災活動を担う拠点																																										
・市役所 ・中央公園 ・呉市体育館	（略）																																									
バックアップ拠点：防災中枢機能のバックアップ機能を担う拠点																																										
・消防局・西消防署 ・ <u>入船山公園多目的広場</u> 周辺	（略）																																									
広域防災拠点																																										
海の防災拠点：海上アクセスを活用して広域に災害活動を展開する拠点																																										
・光町埠頭，築地町埠頭，宝町埠頭 ・阿賀マリノポリス地区	（略）																																									
空の防災拠点：航空アクセスを活用して広域に災害活動を展開する拠点																																										
【ヘリコプター緊急離着陸場等】 ・ <u>入船山公園多目的広場</u> ・海上自衛隊呉教育隊	（略）																																									

呉市地域防災計画					
修正前			修正後		
・焼山公園 ・虹村公園 ・<u>総合スポーツセンター</u> ・黒瀬川河川防災ステーション			・焼山公園 ・虹村公園 ・<u>(削除)</u> ・黒瀬川河川防災ステーション		
陸の防災拠点：陸上アクセスを活用して広域に災害活動を展開する拠点			陸の防災拠点：陸上アクセスを活用して広域に災害活動を展開する拠点		
・二河公園周辺 ・<u>市民広場</u> 周辺 ・くれポートピアパーク周辺 ・広公園周辺 ・焼山公園周辺 ・<u>総合スポーツセンター周辺</u> ・安登公園周辺 ・大浦崎スポーツセンター周辺 ・恵みの丘蒲刈周辺	・救援物資，救援部隊の受入機能 ・救援物資の集積・配送・保管機能 ・救援部隊の活動支援機能 ・備蓄機能 ・<u>広域避難スペース</u>		・二河公園周辺 ・<u>入船山公園多目的広場</u> 周辺 ・くれポートピアパーク周辺 ・広公園周辺 ・焼山公園周辺 ・<u>(削除)</u> ・安登公園周辺 ・大浦崎スポーツセンター周辺 ・恵みの丘蒲刈周辺	・救援物資，救援部隊の受入機能 ・救援物資の集積・配送・保管機能 ・救援部隊の活動支援機能 ・備蓄機能 ・<u>広域避難場所の機能</u>	
・呉駅交通ターミナル周辺	(略)		・呉駅交通ターミナル周辺	(略)	
共通編 災害予防編 【予－１１－６】 第 11 節 防災拠点の整備 第 1 (略) 第 2 防災中枢拠点・地区防災拠点・広域防災拠点の整備と防災施設の充実 1 防災中枢拠点の整備 (略) (1)・(2) (略) (3) バックアップ機能の確保 市役所本庁舎等の代替施設として，消防局・西消防署庁舎，つばき会館，すこやかセンターくれ及び中央公園代替施設を位置づける。 また，市役所周辺の防災中枢機能のうち中央公園の代替地として，<u>市民広場</u> 周辺を位置づける。 この地区の整備に当たっては，海上自衛隊や呉医療センターなどの施設等と連携を図るとともに，<u>市民広場</u> をバックヤードとして活用することで，中枢機能の代替強化を図る。			共通編 災害予防編 【予－１１－６】 第 11 節 防災拠点の整備 第 1 (略) 第 2 防災中枢拠点・地区防災拠点・広域防災拠点の整備と防災施設の充実 1 防災中枢拠点の整備 (略) (1)・(2) (略) (3) バックアップ機能の確保 市役所本庁舎等の代替施設として，消防局・西消防署庁舎，つばき会館，すこやかセンターくれ及び中央公園代替施設を位置づける。 また，市役所周辺の防災中枢機能のうち中央公園の代替地として，<u>入船山公園多目的広場</u> 周辺を位置づける。 この地区の整備に当たっては，海上自衛隊や呉医療センターなどの施設等と連携を図るとともに，<u>入船山公園多目的広場内に整備する陸上競技場を</u>バックヤードとして活用することで，中枢機能の代替強化を図る。		
共通編 災害復旧・復興編 【復－２－５】			共通編 災害復旧・復興編 【復－２－５】		

【理由等】

広域避難は，広域避難場所とは全く異なり，市域外へ避難することを意味するため修正（危機管理課）

呉市地域防災計画																																
修正前		修正後		修正理由等																												
第２節 生活再建等支援対策の実施 １～３ （略） ４ 融資・貸付その他資金等による支援 （１） （略） （２） 災害融資制度 <table><tr><th>融資制度</th><th>概要</th></tr><tr><td>災害援護資金</td><td>（略）</td></tr><tr><td>生活福祉資金</td><td>（略）</td></tr><tr><td>母子父子寡婦福祉資金</td><td>（略）</td></tr><tr><td>住宅金融支援機構資金 （災害復興住宅融資）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>中小企業等への融資</td><td>（略）</td></tr><tr><td>農林水産業関係者への融資</td><td> ア 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 （昭和 30 年法律第 136 号）（以下「天災融資法」という。）、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）等に基づき、県が実施する被災農林水産業者・団体に対する次の措置について、県の担当部局と調整の上、対象者に対する指導・あっせんを行う。 イ 天災融資法の規程に基づき融資を行う金融機関に対し、貸付け条件の緩和等を要請する。 ウ <u>災害により被害を受けた農地及び林地の復旧に必要な資金を市農地等災害復旧資金（設備資金）に基づき貸付けを行う。</u> </td></tr></table>		融資制度	概要	災害援護資金	（略）	生活福祉資金	（略）	母子父子寡婦福祉資金	（略）	住宅金融支援機構資金 （災害復興住宅融資）	（略）	中小企業等への融資	（略）	農林水産業関係者への融資	ア 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 （昭和 30 年法律第 136 号）（以下「天災融資法」という。）、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）等に基づき、県が実施する被災農林水産業者・団体に対する次の措置について、県の担当部局と調整の上、対象者に対する指導・あっせんを行う。 イ 天災融資法の規程に基づき融資を行う金融機関に対し、貸付け条件の緩和等を要請する。 ウ <u>災害により被害を受けた農地及び林地の復旧に必要な資金を市農地等災害復旧資金（設備資金）に基づき貸付けを行う。</u>	第２節 生活再建等支援対策の実施 １～３ （略） ４ 融資・貸付その他資金等による支援 （１） （略） （２） 災害融資制度 <table><tr><th>融資制度</th><th>概要</th></tr><tr><td>災害援護資金</td><td>（略）</td></tr><tr><td>生活福祉資金</td><td>（略）</td></tr><tr><td>母子父子寡婦福祉資金</td><td>（略）</td></tr><tr><td>住宅金融支援機構資金 （災害復興住宅融資）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>中小企業等への融資</td><td>（略）</td></tr><tr><td>農林水産業関係者への融資</td><td> ア 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 （昭和 30 年法律第 136 号）（以下「天災融資法」という。）、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）等に基づき、県が実施する被災農林水産業者・団体に対する次の措置について、県の担当部局と調整の上、対象者に対する指導・あっせんを行う。 イ 天災融資法の規程に基づき融資を行う金融機関に対し、貸付け条件の緩和等を要請する。 <u>（削除）</u> </td></tr></table>		融資制度	概要	災害援護資金	（略）	生活福祉資金	（略）	母子父子寡婦福祉資金	（略）	住宅金融支援機構資金 （災害復興住宅融資）	（略）	中小企業等への融資	（略）	農林水産業関係者への融資	ア 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 （昭和 30 年法律第 136 号）（以下「天災融資法」という。）、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）等に基づき、県が実施する被災農林水産業者・団体に対する次の措置について、県の担当部局と調整の上、対象者に対する指導・あっせんを行う。 イ 天災融資法の規程に基づき融資を行う金融機関に対し、貸付け条件の緩和等を要請する。 <u>（削除）</u>	【理由等】 令和５年度末で事業を終了したため削除 （農林水産課）
融資制度	概要																															
災害援護資金	（略）																															
生活福祉資金	（略）																															
母子父子寡婦福祉資金	（略）																															
住宅金融支援機構資金 （災害復興住宅融資）	（略）																															
中小企業等への融資	（略）																															
農林水産業関係者への融資	ア 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 （昭和 30 年法律第 136 号）（以下「天災融資法」という。）、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）等に基づき、県が実施する被災農林水産業者・団体に対する次の措置について、県の担当部局と調整の上、対象者に対する指導・あっせんを行う。 イ 天災融資法の規程に基づき融資を行う金融機関に対し、貸付け条件の緩和等を要請する。 ウ <u>災害により被害を受けた農地及び林地の復旧に必要な資金を市農地等災害復旧資金（設備資金）に基づき貸付けを行う。</u>																															
融資制度	概要																															
災害援護資金	（略）																															
生活福祉資金	（略）																															
母子父子寡婦福祉資金	（略）																															
住宅金融支援機構資金 （災害復興住宅融資）	（略）																															
中小企業等への融資	（略）																															
農林水産業関係者への融資	ア 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法 （昭和 30 年法律第 136 号）（以下「天災融資法」という。）、株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）等に基づき、県が実施する被災農林水産業者・団体に対する次の措置について、県の担当部局と調整の上、対象者に対する指導・あっせんを行う。 イ 天災融資法の規程に基づき融資を行う金融機関に対し、貸付け条件の緩和等を要請する。 <u>（削除）</u>																															
風水害応急対策編 【風－５－５】 震災応急対策編 【震－５－５】 第５節 緊急輸送のための交通の確保，警備活動計画 第１ （略） 第２ 交通確保，規制，障害物除去計画 １ 交通確保，規制		風水害応急対策編 【風－５－５】 震災応急対策編 【震－５－５】 第５節 緊急輸送のための交通の確保，警備活動計画 第１ （略） 第２ 交通確保，規制，障害物除去計画 １ 交通確保，規制		【理由等】 組織改編に伴う修正 （交通政策課）																												

呉市地域防災計画																															
修正前		修正後	修正理由等																												
(1) (略) (2) 公共交通機関の運行 ア 報告など 西日本旅客鉄道株式会社広島支社，広島電鉄株式会社バス事業本部，その他のバス事業を行う公共交通機関は，被害が発生するおそれがあり運行経路を変更した時は，速やかに市長に報告又は通知するものとする。 イ (略)		(1) (略) (2) 公共交通機関の運行 ア 報告など 西日本旅客鉄道株式会社広島支社，広島電鉄株式会社バス輸送営業部，その他のバス事業を行う公共交通機関は，被害が発生するおそれがあり運行経路を変更した時は，速やかに市長に報告又は通知するものとする。 イ (略)																													
風水害応急対策編 【風－７－６】 震災応急対策編 【震－７－６】 第７節 救援物資の調達・供給活動 第１・第２ (略) 第３ 飲料水等の供給 １～４ (略) ５ 上水道，応急給水機器の状況 (1) 上水道とその規模 <table> <tr> <th>浄水場等名</th><th>給水区域</th><th>給水能力(㎥/日)</th><th>電話</th></tr> <tr> <td>宮原浄水場</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td rowspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>広島県営水道 (県宮原浄水系)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>広島県営水道 (県瀬野川浄水系)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>		浄水場等名	給水区域	給水能力(㎥/日)	電話	宮原浄水場	(略)	(略)	(略)	広島県営水道 (県宮原浄水系)	(略)	(略)	広島県営水道 (県瀬野川浄水系)	(略)	(略)	風水害応急対策編 【風－７－６】 震災応急対策編 【震－７－６】 第７節 救援物資の調達・供給活動 第１・第２ (略) 第３ 飲料水等の供給 １～４ (略) ５ 上水道，応急給水機器の状況 (1) 上水道とその規模 <table> <tr> <th>浄水場等名</th><th>給水区域</th><th>給水能力(㎥/日)</th><th>電話</th></tr> <tr> <td>宮原浄水場</td><td>(略)</td><td>(略)</td><td rowspan="3">(略)</td></tr> <tr> <td>広島水道用水供給水道 (企業団宮原浄水場水系)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>広島水道用水供給水道 (企業団瀬野川浄水場水系)</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </table>	浄水場等名	給水区域	給水能力(㎥/日)	電話	宮原浄水場	(略)	(略)	(略)	広島水道用水供給水道 (企業団宮原浄水場水系)	(略)	(略)	広島水道用水供給水道 (企業団瀬野川浄水場水系)	(略)	(略)	【理由等】 組織改編に伴う修正 (上下水道局 経営企画課)
浄水場等名	給水区域	給水能力(㎥/日)	電話																												
宮原浄水場	(略)	(略)	(略)																												
広島県営水道 (県宮原浄水系)	(略)	(略)																													
広島県営水道 (県瀬野川浄水系)	(略)	(略)																													
浄水場等名	給水区域	給水能力(㎥/日)	電話																												
宮原浄水場	(略)	(略)	(略)																												
広島水道用水供給水道 (企業団宮原浄水場水系)	(略)	(略)																													
広島水道用水供給水道 (企業団瀬野川浄水場水系)	(略)	(略)																													
呉市水防計画 第４章 予報及び警報 【水－４－15】 ６ 水防警報 (1) (略) (2) 洪水・高潮時の河川に関する水防警報 ア (略) イ 水防警報を行う河川名，区域，対照となる基準観測所及び担当官署		呉市水防計画 第４章 予報及び警報 【水－４－15】 ６ 水防警報 (1) (略) (2) 洪水・高潮時の河川に関する水防警報 ア (略) イ 水防警報を行う河川名，区域，対照となる基準観測所及び担当官署	【理由等】 誤記による修正 (危機管理課)																												

呉市地域防災計画										
修正前					修正後					修正理由等
水系	河川名	観測所	区域	発表担当者	水系	河川名	観測所	区域	発表担当者	
黒瀬川	黒瀬川	松ヶ瀬町田	左岸 東広島市 <u>西城</u> 町南方広地橋から 海まで 右岸 東広島市 <u>西城</u> 町南方広地橋から 呉市郷原町二級ダム貯水池まで	(略)	黒瀬川	黒瀬川	松ヶ瀬町田	左岸 東広島市 <u>黒瀬</u> 町南方広地橋から 海まで 右岸 東広島市 <u>黒瀬</u> 町南方広地橋から 呉市郷原町二級ダム貯水池まで	(略)	
		町田	(略)	(略)			町田	(略)	(略)	
二河川	二河川	二河	(略)	(略)	二河川	二河川	二河	(略)	(略)	